

DV被害を受けている人へ 子育て応援特別手当の事前申請を受け付けます

子育て応援特別手当（平成21年度版）は、生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に對して、対象となる子ども1人当たり3万6千円が支給されます。ただし、松前町に住んでいるものの、いろいろな事情でどうしても住民登録できないDV被害者は、事前申請を受け付けます。

事前申請期間

10月1日（木）～10月30日（金）

提出書類

- ① 事前申請書（福祉課窓口のほか、配偶者暴力相談支援センター、厚生労働省ホームページで入手できます）
- ② DV被害であることが確認できる書類（対象となる子どもについても記載されていることが必要です）

- ・ 配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書
- ・ 婦人相談所の発行する証明書
- ・ 保護命令決定書の謄本又は正本

③ 振込口座の通帳の写し

「事前申請書」に記入された今お住まいの住所などの情報は、住民登録をされている市区町村へは知らせません。なお、子育て応援特別手当は、住民登録がされている市区町村から支給されるため、支給の時期は市区町村によって異なります。

10月30日を過ぎると、住民登録がされている市区町村へ郵送により申請を行うこととなります。事前申請書と同じ書類が必要で、世帯主からの申請が受け付けられる前に申請を行うことが必要です。

提出先

福祉課児童福祉係

☎985-4114

地域密着型サービス等施設の 開設事業者を募集します

松前町では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる、質の高いサービスを提供するため、「松前町高齢者福祉計画（第4期介護保険事業計画）」に基づき、地域密着型サービス等施設のうちの次のサービス施設の開設を予定しています。

- 1 小規模多機能型居宅介護（介護予防）
 - 2 認知症対応型共同生活介護（介護予防）：グループホーム
 - 3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：小規模特養
- 今回、これらの施設の建設・運営を行う事業者（事業候補者）を募集します。

応募方法

町が地域密着型サービス事業者の指定について制定した要項「地域密着型サービスを行うためには」を熟読していただき、事前に保険課介護保険係に相談してください。要項は、町ホームページで公表しているほか、保険課介護保険係でも配布しています。

※ 郵送はしていません。

相談受付期間

10月16日（金）まで

執務時間中（土・日曜日、祝日を除く）

※ あらかじめご連絡をお願いします。

問 保険課介護保険係

☎985-4115

生活・介護支援 サポーター募集

松前町では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けられるよう、住みやすい町づくりをめざすため、高齢化に伴う様々な地域の課題をともに考え、地域を支えるサポーターを養成します。

今年度は、各種制度や対人援助方法についての学習を行います。事業に興味のある人や、一緒に考えていく人を募集します。

募集期間

10月30日（金）まで

問

健康課
地域包括支援センター係
☎985-4205